

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 太樹会（以下、「この法人」という。）の役員等の報酬に関して定める。

(報酬の定義)

第2条 この規程の報酬とは、役員としての職務遂行の対価として支払われるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程の役員等とは、理事長および理事、監事、評議員のことをいう。

(報酬額の決定)

第4条 役員報酬の金額は、当該役員の勤務実態に即して理事会において決定し、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

- 2 理事会・評議員会の県内開催時の報酬は、1回につき8,000円とする。
- 3 役員報酬の総額は、年間5,000,000円以内とする。

(支払方法)

第5条 役員報酬の支払方法は、当該日に現金で支給する。

(職員兼務役員)

第6条 役員等が、この法人が経営する施設の施設長等の職員を兼務する場合は、それぞれの勤務実態に応じて報酬を支給するものとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会においてその都度決定する。

(附則)

1. この規程は、2007年4月1日から施行する。
2. この規程は、2008年6月1日に改正する。
3. この規程は、2014年4月1日に改正する。
4. この規程は、2017年2月8日に改正する。
5. この規程は、2019年1月1日に改正する。